

証券コード 5571
発送日2023年6月9日
電子提供措置の開始日2023年6月5日

株主各位

東京都港区南麻布三丁目20番1号
エキサイトホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 西 條 晋 一

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第5期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.excite-holdings.co.jp/ir/>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービスウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※「銘柄名(会社名)」に「エキサイトホールディングス」または「コード」に「5571」をご入力の場合、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認ください。

尚、当日お差支えの場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討頂き、同封の委任状用紙に議案に対する賛否のご表示を頂き、押印の上ご返送頂きたいお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日(月曜日)14時30分
2. 場 所 東京都港区南麻布三丁目20番1号 Daiwa麻布テラス4階
エキサイトホールディングス株式会社 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第5期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

第3号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役除く）に対する非金銭報酬の額及び内容決定の件

第4号議案 資本金の額の減少（減資）の件

- ※ 議案の概要につきましては後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご参照下さい。
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を出席票としてご提出願います。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

エキサイトホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 西 條 晋 一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため、現行定款第2条（目的）を変更するものです。なお、変更の内容は次の通りです。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（目的） 第2条（省略）	（目的） 第2条（現行通り）
（1）～（12）（省略）	（1）～（12）（現行通り）
（新設）	<u>(13)</u> <u>有料職業紹介業</u>
<u>(13)</u> <u>企業買収に関する助言業務</u>	<u>(14)</u> <u>企業買収、合併、事業統合、業務提携、営業譲渡、資本参加等に関する斡旋、仲介及びコンサルティング業</u>
（新設）	<u>(15)</u> <u>経営及び財務に関するコンサルティング業</u>
（新設）	<u>(16)</u> <u>投資助言・代理業</u>
（新設）	<u>(17)</u> <u>AI（人工知能）に関する研究、開発、設計、提供、販売及び運用・保守</u>
（新設）	<u>(18)</u> <u>アウトソーシング業</u>
<u>(14)</u> <u>前各号にかかる募集業務、契約締結代理業務、利用販売促進業務及び販売仲介業務</u>	<u>(19)</u> <u>前各号にかかる募集業務、契約締結代理業務、利用販売促進業務及び販売仲介業務</u>
<u>(15)</u> <u>前各号にかかる企画コンサルティング業務</u>	<u>(20)</u> <u>前各号にかかる企画コンサルティング業務</u>
<u>(16)</u> <u>前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>	<u>(21)</u> <u>前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役4名全員が任期満了となりますので、新たに監査等委員でない取締役3名の選任をお願いしたく存じます。

なお、候補者の略歴は次の通りです。

【監査等委員でない取締役候補者】

氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
西 條 晋 一 (再任)	1973年6月10日	1996年4月 伊藤忠商事㈱入社 2000年3月 ㈱サイバーエージェント入社 2004年12月 同社取締役就任 2008年12月 同社専務取締役就任 2013年8月 ㈱WiL共同創業者ジェネラルパートナー就任 2014年12月 Qrio㈱代表取締役就任 2018年1月 XTech㈱設立 代表取締役就任 (現任) 2018年1月 XTech Ventures㈱設立 代表取締役就任 2018年7月 当社設立 代表取締役就任 (現任) 2018年12月 エキサイト㈱代表取締役就任 (現任) 2020年5月 ㈱ティーケービー取締役就任 2020年8月 iXIT㈱代表取締役就任 (現任) 2021年3月 XTech Ventures㈱取締役就任 (現任) 2022年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会理事就任 (現任)	900,000
石 井 雅 也 (再任)	1974年4月27日	1998年4月 三井造船㈱ (現三井E&Sホールディングス) 入社 2002年12月 アームコンサルティング㈱ (現アームスタンダード㈱) 入社 2004年7月 ㈱サイバーエージェント入社 2009年12月 同社財務経理責任者就任 2018年12月 ㈱ZENKIGEN取締役就任 2019年2月 エキサイト㈱入社 執行役員CFO就任 2019年6月 同社取締役就任 (現任) 2019年6月 ㈱FIREBUG監査役就任 2020年8月 iXIT㈱取締役就任 (現任) 2020年10月 当社取締役CFO就任 (現任) 2021年2月 当社執行役員就任	—

氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
加藤道子 (再任・社外)	1984年8月20日	2007年4月	モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMFG証券(株))入社	—
		2010年7月	世界銀行グループ国際金融公社入社	
		2014年5月	ハーバード・ビジネス・スクール卒業	
		2014年8月	ユニゾン・キャピタル(株)入社	
		2018年7月	(株)ABEJA入社	
		2019年6月	同社取締役CFO就任	
		2020年12月	トヨタ・リサーチ・インスティテュー ト・アドバンスト・デベロップメント (株)入社	
		2020年12月	当社取締役就任(現任)	
		2021年1月	ウーブン・プラネット・ホールディング ス(株)(現ウーブン・バイ・トヨタ (株))入社(現任)	
		2021年9月	(株)FIREBUG監査役就任	
		2021年12月	HENNGE(株)取締役就任(現任)	

- (注) 1. 候補者のうち加藤道子氏は社外の監査等委員でない取締役の候補者であります。
2. 加藤道子氏は、経営管理やファイナンスに関する高い知見と豊富な実績を有しており、当社の管理体制の強化に適任であると判断し、社外の監査等委員でない取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月であります。
3. 加藤道子氏は、当社が上場している(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社との間で人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれもないため、独立役員として届け出ております。加藤道子氏が再任された場合には、加藤道子氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、加藤道子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。加藤道子氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役除く）に対する非金銭報酬の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月21日開催の当社定時株主総会において、監査等委員でない取締役が年額500,000千円以内としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる非金銭報酬の額を年額50,000千円以内とし、その枠内でストック・オプションの発行のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して指名・報酬委員会にて決定しており、その具体的な内容は相当なものと考えております。

なお、現在の当社の監査等委員でない取締役の員数は2名（社外取締役を除く）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役の員数は2名（うち社外取締役を除く）となります。

当社の取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、以下のとおりであります。

1 新株予約権の数

45,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式45,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他の本新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とす

る場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で各本新株予約権の行使により交付される株式の数を適切に調整することができるものとする。

3 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする（無償発行）。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。

但し、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額で株式を発行し、又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替える。なお、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、次の算式に基づく調整は行われないものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

また、会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により乗じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \end{aligned}$$

上記の他、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他の行使価額の調整を必要とする場合には、会社は必要かつ合理

的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

5 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

6 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

(4) その他の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

7 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は、新株予約権者が第6項の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当会社の取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) その他の取得事由および取得の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

9 譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会(当社が取締役会設置会社でない場合には株主総会)の承認を要する。

10 組織再編行為に伴う新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

（5） 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

（7） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（8） 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

（9） 再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

11 その他

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

第4号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、2023年5月30日時点の資本金の額は、連結計算書類 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）及び計算書類 個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおり、737,974,000円になります。

（1）減少する資本金の額

資本金の金額737,974,000円を727,974,000円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額である727,974,000円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額727,974,000円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年7月31日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、行動制限が緩和されるなど社会経済活動が正常化されつつある一方で、足もとでは、物価上昇等を通じた企業収益や家計の圧迫が引き続き懸念されております。

このような環境のもと、当社グループは前連結会計年度に引き続き、持続的な成長に向け、今後の成長が期待できるプラットフォーム事業及びブロードバンド事業における会員獲得のための積極的なプロモーション投資、中長期の柱を育成するための新規事業立ち上げ等に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,533,314千円（前年同期比5.6%増）、営業利益は622,158千円（前年同期比56.3%増）、経常利益は597,051千円（前年同期比46.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は453,971千円（前年同期比30.9%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業には、「エキサイト電話占い」や「エキサイトお悩み相談室」等のカウンセリングサービス、「ウーマンエキサイト」等のメディアサービスが属しております。

当連結会計年度は、カウンセリングサービスにおいては、良質な占い師・カウンセラーの獲得に加え、積極的なプロモーション投資により新規会員の獲得を進めてまいりました。メディアサービスにおいては、コミックエッセイを中心に質の高い自社コンテンツを増加させたことに伴いページビュー数も増加しました。

この結果、売上高は3,206,719千円（前年同期比10.3%増）、営業損益は683,535千円の利益計上（前年同期比31.2%増）となりました。

(ブロードバンド事業)

ブロードバンド事業には、「BBエキサイト」等のISP（注1）サービス、格安SIMの「エキサイトモバイル」等のMVNO（注2）サービスが属しております。

当連結会計年度は、「BBエキサイト」を中心としたISPサービスにおいて着実に会員数の積み上げを図ったことにより、売上高は3,677,838千円（前年同期比6.6%増）、営業損益は649,689千円の利益計上（前年同期比12.9%増）となりました。

- (注) 1. Internet Service Providerの略で、公衆通信回線等を経由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業。
2. Mobile Virtual Network Operatorの略で、自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信事業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業。

(SaaS・DX事業)

SaaS・DX事業には、「KUROTEN.」や「FanGrowth」等のSaaS事業、見込み顧客の獲得・育成を行う「ウェビナーコンサルティング」やWebシステムの開発・運用を行うDX事業が属しております。

当連結会計年度は、2021年6月に開始した「KUROTEN.」や2022年7月に開始した「FanGrowth」等のSaaS事業等の立ち上げに伴う先行投資により、売上高は648,490千円（前年同期比4.8%減）、営業損益は163,149千円の損失計上（前年同期間148,341千円の損失計上）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、303,631千円で、その主な内容は事業用のソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第2期 (2020年3月期)	第3期 (2021年3月期)	第4期 (2022年3月期)	第5期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高 (千円)	5,735,506	6,828,626	7,131,961	7,533,314
経常利益 (千円)	368,364	424,805	407,976	597,051
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	406,896	487,606	346,937	453,971
1株当たり当期純利益 (円)	1,044.25	125.14	89.04	116.51
総資産 (千円)	3,154,736	4,101,684	4,241,007	4,550,807
純資産 (千円)	518,595	1,268,641	1,511,780	2,022,710
1株当たり純資産 (円)	△2,005.34	△9.36	53.55	518.20

- (注) 1. 当社は、2022年12月9日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株あたり純資産を算定しております。
2. 第2期から第4期の1株あたり純資産額の算定に当たっては、種類株式の残余財産分配額を控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首より適用しており、上表のうち第2期から第3期は当該会計基準を遡及適用した後の金額となっております。
4. 過年度決算に関して、会計上の誤謬が判明したため、「財産及び損益の状況」については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

- (注) 2023年3月1日付で、XTech(株)は、新設分割により、当社代表取締役社長CEOである西條晋一の財産管理を目的とした新会社(CASK(株))を設立しております。この新設分割により、XTech(株)が所有していた当社普通株式の全株式はCASK(株)に承継されたため、XTech(株)は当社の親会社から外れております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エキサイト㈱	100,000千円	100.00%	プラットフォーム事業 ブロードバンド事業 SaaS・DX事業
iXIT㈱	100,000千円	96.81%	SaaS・DX事業

(注) 当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	エキサイト㈱
特定完全子会社の住所	東京都港区南麻布3丁目20番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	5,030,795千円
当社の総資産額	5,292,320千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下3点を経営課題として認識しております。

① 新規事業への先行投資・成長

当社グループは更なる成長のため、これまで事業で蓄積した知見やノウハウを生かし、新規事業としてD2Cサービス及びSaaS・DX事業等の立ち上げを行っております。これらの取り組みにあたっては、規律ある先行投資を行い、新たな事業の柱となるよう育成してまいります。

② 人材育成・組織体制の強化

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材の採用と育成、組織体制の強化が重要な課題であると考えております。そのため、採用イベントの開催やリファラル採用等の多様な採用方法により、優秀な人材の採用を進めるとともに、教育制度の充実や活躍できる機会の提供等により、人材の育成と定着に努めてまいります。

③ 内部統制・コンプライアンス体制の強化

急速な事業変化に適応し、持続的な成長をしていくためには、内部管理体制及びコンプライアンス体制の強化が重要な課題であると考えております。財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制について、より実効性の高い体制となるよう適宜見直し・改善を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「エキサイト電話占い」、「エキサイトお悩み相談室」等のカウンセリングサービス ・「ウーマンエキサイト」、「エキサイトニュース」等のメディアサービス ・「セノバス+」等のD2Cサービス
ブロードバンド事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続サービス「BBエキサイト」等のISPサービス ・格安SIM「エキサイトモバイル」等のMVNOサービス
SaaS・DX事業	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド経営管理ソフト「KUROTEN.」、ウェビナーPDCAクラウド「FanGrowth」等のSaaS事業 ・システム開発・運用等のDX事業

(6) 主要な営業所

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社

エキサイト㈱	東京都港区
iXIT㈱	東京都港区

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
174名（51名）	20名減（9名増）

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	—	40.8歳	9.4年

（注）1. 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員はおりません。また当社従業員は、連結子会社であるエキサイト㈱及びiXIT㈱からの出向者であります。

2. 平均勤続年数は、2018年10月の当社によるエキサイト㈱の株式取得以前の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	760,000千円
株式会社りそな銀行	450,000千円
株式会社三井住友銀行	120,000千円
合計	1,330,000千円

(9) 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項
該当する事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,500,000株
- ② 発行済株式の総数 3,896,540株
- ③ 株主数 6名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
CASK(株)	2,100,000株	53.89%
西條 晋一	900,000株	23.10%
ユナイテッド(株)	551,720株	14.16%
(株)DGベンチャーズ	137,930株	3.54%
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合	137,930株	3.54%
XTech 1号投資事業有限責任組合	68,960株	1.77%

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2020年2月14日	2020年3月9日
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,000円 (1株当たり500円)	新株予約権1個当たり 5,000円 (1株当たり500円)
権利行使期間		2022年2月15日から 2030年2月14日まで	2022年3月10日から 2030年3月9日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	区分	取締役	取締役
	新株予約権の数	9,500個	3,500個
	目的となる株式数	95,000株	35,000株
	保有者数	1人	1人

		第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2021年2月19日	2021年9月30日
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 9,300円 (1株当たり930円)	新株予約権1個当たり 9,300円 (1株当たり930円)
権利行使期間		2023年3月1日から 2031年2月28日まで	2023年10月1日から 2031年9月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	区分	取締役(監査等委員)	取締役及び 取締役(監査等委員)
	新株予約権の数	250個	取締役:1,000個 取締役(監査等委員):100個
	目的となる株式数	2,500株	取締役:10,000株 取締役(監査等委員):1,000株
	保有者数	1人	取締役:1人 取締役(監査等委員):1人

(注) 1. 当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

2. 当社の株式が金融商品取引所に上場した後、上場日を基準として、以下の割合を上限としてのみ本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に以下の割合を乗じて算出された数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

①上場日から1年が経過するまで

新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の30%

- ②上場日から1年経過した後2年経過するまで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の60%
 - ③上場日から2年経過した後
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の100%
 - 3. 新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
 - 4. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。
 - 5. その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	西 條 晋 一	XTech(株) 代表取締役社長 エキサイト(株) 代表取締役社長 iXIT(株) 代表取締役社長 XTech Ventures(株) 取締役 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会理事
取締役CFO	石 井 雅 也	エキサイト(株) 取締役 iXIT(株) 取締役
取締役	早 川 与 規	ユナイテッド(株) 代表取締役社長兼執行役員 エキサイト(株) 取締役
取締役	加 藤 道 子	ウーブン・プラネット・ホールディングス(株) プリンシパル HENNGE(株) 取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	坂 本 里 実	エキサイト(株) 監査役 iXIT(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	澤 田 直 彦	弁護士法人直法律事務所 代表 エキサイト(株) 監査役 iXIT(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	浅 利 圭 佑	浅利会計事務所 代表 ネクスパート・アドバイザー(株) 代表取締役 税理士法人NEXPERT 代表 (株)NEXPERT Consulting 代表取締役 (株)CFO-Partners 取締役 (株)Branding Engineer 監査役 エキサイト(株) 監査役

- (注) 1. 早川与規氏、加藤道子氏、坂本里実氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)坂本里実氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏は、以下のとおり専門的な知識、経験を有しております。
- ・坂本里実氏は、米国公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・澤田直彦氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び経験を有しております。
 - ・浅利圭佑氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、坂本里実氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 秋吉正樹氏は、2022年6月27日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(早川与規氏、加藤道子氏、坂本里実氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区分	支給員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	54,200千円 （3,600千円）
監査等委員 （うち社外取締役）	3名 （3名）	10,700千円 （10,700千円）
合計	7名	64,900千円

- (注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年6月21日に開催された第3期定時株主総会において、年額500,000千円と決議いただいております。当該株主総会における監査等委員でない取締役の員数は5名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年12月25日に開催された臨時株主総会において、年額50,000円以内と決議いただいております。当該株主総会における監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 報酬等の総額には、当社子会社の監査役を兼務した当社社外取締役に対する当該子会社の役員報酬総額3,600千円は含まれておりません。
4. 無報酬の取締役は支給員数から除いております。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月21日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案し、各取締役の報酬額の額につきましては、当社が定めた「取締役の報酬等の決定方針」に基づき、2022年6月27日開催の取締役会の決議により委任された代表取締役社長CEOである西條晋一が各取締役の報酬等の額を策定し、監査等委員会の意見を聴取した上で決定しております。取締役会が権限を代表取締役社長CEOに委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰し、適切に策定できると判断したためであります。監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年12月25日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、2022年6月27日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により個別報酬を決定しております。なお、業績連動報酬は採用していません。

また、当社は、2022年7月に任意の指名・報酬委員会を設置したことに伴い、取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しており、その内容及び決定方法は以下のとおりであります。なお、業績連動報酬に関し、その具

体的な支給割合や指標等は現時点において定めておりません。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の取締役の報酬は、基本報酬としての月額報酬（金銭報酬）および業績連動報酬等としての役員賞与（金銭報酬）により構成する。

ii. 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額報酬（金銭報酬）とする。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定する。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、職務内容等を勘案して決定する。

iii. 業績連動報酬等の内容、及び額の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための指標等を用いた賞与（金銭報酬）とし、当社の業績状況、経営環境や他社水準をも考慮して適切と判断した場合には、年1回支給する。取締役の賞与の額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定する。

iv. 確定額の報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略、経営環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同規模の他社の動向等を参考に、適切に設定する。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況

重要な兼職の状況については、「(3) 会社役員の状況 ①取締役の状況 (2023年3月31日現在)」に記載のとおりであります。

ii. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	早川 与規	ユナイテッド㈱ 代表取締役社長兼執行役員	広告の取引関係があります。
社外取締役	加藤 道子	ウーブン・プラネット・ホールディングス㈱ プリンシパル	重要な取引その他の関係はありません。
		HENNGE㈱ 取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	澤田 直彦	弁護士法人直法律事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	浅利 圭佑	浅利会計事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。
		ネクスパート・アドバイザー㈱ 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人NEXPERT 代表	重要な取引その他の関係はありません。
		㈱NEXPERT Consulting 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		㈱CFO-Partners 取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		㈱Branding Engineer 監査役	重要な取引その他の関係はありません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	早川 与規	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しております。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験と実績から経営全般に関する発言を行っております。
社外取締役	加藤 道子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席しております。出席した取締役会において、金融機関や成長企業での豊富な経験から経営全般に関する発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	坂本 里実	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、米国公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見識から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	澤田 直彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な見識から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	浅利 圭佑	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見識から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、2020年10月23日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」及び「内部統制実行方針及び実施計画」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行ってまいりました。現在、当社グループは、同基本方針に基づき、適切な内部統制システムを整備・運用するとともに、継続的改善に努めております。その概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会、監査等委員会及び会計監査人によって構成される経営管理体制を前提とする。
- ・取締役会は、取締役会規程その他の規定に基づき、取締役の業務分担その他の経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受け、各取締役の職務執行上の適法性、定款適合性を確認する。
- ・監査等委員でない取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて業務執行を行うとともに、取締役会規程その他の規定に基づき、業務執行の状況を取締役に報告する。また、各監査等委員でない取締役は、他の取締役の業務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。
- ・監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査ガイドラインに基づき、内部統制の整備状況を監査し、監査等委員でない取締役、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ・当社グループは、経営管理室長を委員長とし、各社から選定された事業部長等の委員を構成員とし、常勤の監査等委員である取締役をオブザーバーとして加えて定期的に開催される安全・コンプライアンス委員会を設置し、経営理念、経営目標及びエキサイトグループ安全・コンプライアンス規程、企業行動基準に基づき、監査等委員でない取締役の業務執行の過程或いは結果として生ずる種々業務に於けるコンプライアンス上の危惧及び問題を監視し、適宜弁護士等外部専門家の助言を得ながら問題の原因、対策を通常業務ラインから独立して討議の上その結果を社長に諮問する。

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務統括責任者を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ② 監査等委員でない取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・業務執行に係る情報について、情報セキュリティガイドラインに基づき、管理責任者の明確化、情報管理区分の設定を行うとともに、文書の取扱における諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等をはじめとする各種文書を適切に作成することとし、これら文書その他の業務執行に係る情報はその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役は、いつでも、これを閲覧することができる。
 - ・財務情報、経営計画等の重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ウェブサイト等を通じ、適時・適切な開示に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループは、取締役会にて定期的に重要事業のリスクの見直しを行う他、定期的及び随時開催される安全・コンプライアンス委員会等の会議を通じて、業務遂行上のリスク、コンプライアンス上のリスク及び財務報告等の開示に関するリスクについて、そのリスクに応じたリスクマネジメント活動を行う。
 - ・リスクマネジメントにおける重要事項については、取締役会に報告する。
 - ・業務執行に係るリスク（個人情報漏洩等の事故、情報システムの停止、与信に関わる重大な事故等）を具体的かつ網羅的に認識し、その把握と管理に努め、リスク顕在時の報告体制を危機管理ガイドラインに定める。
 - ・危機管理ガイドラインに基づき、リスク顕在時には社長に速やかに報告を行うとともに、初動対応は社長の指示に基づき安全・コンプライアンス委員長を本部長とする危機管理本部を設置し、平常時と異なる組織体制にて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める。
- ④ 監査等委員でない取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、諸規程に基づき取締役会において審議承認された後、執行決定を行う。
 - ・取締役会等の決定に基づく業務執行は、各社の部会等及び全社員集会等により従業員に周知徹底を図る。
 - ・業務執行は、業務分掌規程に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使により行う。
 - ・業務執行の実行状況は、定期的に取り締りに報告される。
 - ・意思決定の迅速化、内容の適正等を確保するためのIT基盤を整備し、電子稟議等を導入する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・経営理念、経営目標、エキサイトグループ安全・コンプライアンス規程、企業行動基準及び就業規則を業務運営における判断の基準とし、経営者及び各部署長はこれらを従業員に対し周知徹底することにより法令及び定款への適合性を確保する。
 - ・従業員の職務執行は、職務権限規程、業務分掌規則に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使及び適正な業務処理により行う。
 - ・社長直属の内部監査室を設置し、当社グループの業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する定期的な監査により法令等への適合性を確保する。
 - ・管理部門による稟議書審査、金銭收受を伴う案件の財務経理担当部署合議により、意思決定の妥当性を都度検証する。
 - ・安全・コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - ・安全・コンプライアンス委員長は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社長に報告する。
 - ・法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実について、内部情報提供制度ガイドラインに基づき安全・コンプライアンス委員長、常勤の監査等委員及び常勤監査役を窓口とした内部通報体制を整備し、その運用を行う。
 - ・社会秩序や企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体に対して法令及び企業行動基準に基づき常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような個人・団体とは一切関わらない。
 - ・内部監査室は内部統制主管部署等と共同し、法令及び社内規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等従業員に対する教育体制を整備し、また、定期的な見直しにより内容の充実を図る。
- ⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの内部統制強化の観点から、子会社及び関連会社に取り締役及び監査役等を派遣し、その指導、監督を通じて子会社及び関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合していること等経営の適正性を監視し、また、定期的に子会社常勤役員より経営方針、業務実績、業務執行の適正性等につき報告を受け、情報の共有化を図ることにより各社における業務執行の適正性を確保する。
 - ・内部監査室は、子会社を内部監査の対象とする。
 - ・当社は、子会社及び関連会社のリスクマネジメントに関して、連結対象会社管理規程を整備し、その運用を行う。

- ・取締役及び子会社の取締役は、子会社及び関連会社において、リスクマネジメントにおける重要事項及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、速やかに常勤監査役及び監査等委員会に報告するものとする。
 - ・当社は、子会社に安全・コンプライアンス責任者を選出させ、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、安全・コンプライアンス委員会に定期的に出席させ情報交換を図り、子会社の状況の把握に努め連携体制を整えるものとする。
 - ・子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容に反して法令に違反し、また、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、安全・コンプライアンス委員長に報告するものとする。安全・コンプライアンス委員長は直ちに改善策の措置を求めることができるものとする。
- ⑦ 監査等委員会の監査に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の要請があれば管理部門の使用人を事務局員として配置し、当該使用人は社内規程に基づき監査権限を有するものとする。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は、監査等委員会の下で監査事務に関する業務を行うこととし、事務局員の異動及び人事評価等については、監査等委員会との協議を要するものとする。
 - ・監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は予算措置を講じ外部専門家を独自に起用することができる。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものは、監査等委員会に対して、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実の重要事項、著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について報告する。
 - ・当社グループは、前項に基づいて監査等委員会へ報告したことを理由として不利益を被らないようにすることを保証する。
- ⑧ 財務報告の信頼性の向上
- ・金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、経理規程等の社内規程に基づいて整備された業務プロセスの適正な運用を通じて、財務報告の信頼性の向上を図る。また、財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。
 - ・内部監査室及び内部統制主管部署を設置し、財務経理担当部署、監査等委員会及び会計監査人との緊密な連携のもと、財務報告の適正性を確保するための体制の整備並びに運用について定期的にモニタリングを行いその適正性を確保する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- ・当社グループは、取締役及び使用人に基本方針を周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と密接に連絡を取り、組織全体としての確に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には業務執行取締役のほか、社外取締役及び監査等委員である取締役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

② リスク管理体制について

安全・コンプライアンス委員会を四半期に1回、その他必要に応じて開催しており、安全管理・危機管理・法令順守・社会的責任に関する状況報告と課題解決を推進しております。また、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その指針の下に内部統制システムの構築を進め、運用しております。運用状況については、検証を行い、業務フローの見直しや社内規程及び基準の新設・改訂など、管理体制の改善に努めております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室において、社内各部署及び当社グループ会社が、法令、定款、社会規範及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務プロセスにおいて適切な牽制が働いているか否かを監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査を行い、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に対し報告を行っております。

④ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員3名は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査等委員は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ会社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役及び使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けております。

しかしながら、当社グループは引き続き再成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながる判断しております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

内部留保資金については、更なる成長に向けた事業拡充や、優秀な人材の確保に向けた財源として有効活用を図りながら、市場の動向、財務状況等を総合的に勘案した上で、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

剰余金の配当を行う場合、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる機関決定を取締役会とする旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,500,324	流動負債	1,388,097
現金及び預金	1,175,527	買掛金	771,913
売掛金	1,153,955	未払金	244,544
棚卸資産	52,295	1年内返済予定の長期借入金	190,000
その他	163,204	未払法人税等	7,286
貸倒引当金	△44,658	その他	174,353
固定資産	2,050,483	固定負債	1,140,000
有形固定資産	235	長期借入金	1,140,000
建物及び構築物	14,287		
減価償却累計額	△14,287		
建物及び構築物 (純額)	0	負債合計	2,528,097
工具器具備品	59,507	(純資産の部)	
減価償却累計額	△59,271	株主資本	2,075,020
工具器具備品 (純額)	235	資本金	100,000
無形固定資産	1,252,016	資本剰余金	892,362
のれん	570,639	利益剰余金	1,082,658
ソフトウェア	433,260	その他の包括利益累計額	△55,845
ソフトウェア仮勘定	185,212	その他有価証券評価差額金	△55,845
その他	62,902	非支配株主持分	3,534
投資その他の資産	798,232		
投資有価証券	740,248		
繰延税金資産	32,644		
その他	92,083		
貸倒引当金	△66,744	純資産合計	2,022,710
資産合計	4,550,807	負債純資産合計	4,550,807

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		7,533,314
売上原価		3,978,503
売上総利益		3,554,811
販売費及び一般管理費		2,932,652
営業利益		622,158
営業外収益		
受取利息	11	
助成金収入	408	
為替差益	305	
その他	145	870
営業外費用		
支払利息	11,684	
上場関連費用	8,090	
投資有価証券評価損	3,009	
その他	3,193	25,977
経常利益		597,051
特別利益		
固定資産売却益	9,301	9,301
特別損失		
固定資産除却損	3,975	3,975
税金等調整前当期純利益		602,378
法人税、住民税及び事業税		1,782
法人税等調整額		146,217
当期純利益		454,377
非支配株主に帰属する当期純利益		406
親会社株主に帰属する当期純利益		453,971

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	892,362	545,623	1,537,985
誤謬の訂正による 累積的影響額			83,063	83,063
遡及処理後当期首残高	100,000	892,362	628,686	1,621,049
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益			453,971	453,971
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	453,971	453,971
当期末残高	100,000	892,362	1,082,658	2,075,020

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△112,397	△112,397	3,128	1,428,717
誤謬の訂正による 累積的影響額				83,063
遡及処理後当期首残高	△112,397	△112,397	3,128	1,511,780
当期変動額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				453,971
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	56,552	56,552	406	56,958
当期変動額合計	56,552	56,552	406	510,929
当期末残高	△55,845	△55,845	3,534	2,022,710

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- i. 連結子会社数 2社
- ii. 連結子会社の名称
エキサイト㈱
iXIT㈱

② 非連結子会社の名称等

なし

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i. その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

c. 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ii. 棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 10～15年
- ・工具器具備品 3～10年

ii. 無形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。なお、ソフトウェアに関しては見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

- ・ソフトウェア 2～5年
- ・商標権 10年

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算定しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に課金売上及び広告売上に係る収益であります

課金売上に係る収益は、主にコンサルティングサービスやブロードバンドサービス等の販売であり、顧客との契約に基づいて課金サービスを提供する履行義務を負っています。従量課金のサービスに関しては、サービスを提供する一時点において、当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。定額課金のサービスに関しては、サービスを提供する一定期間において、当該履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

広告売上に係る収益は、主に運用型広告や純広告等の販売であり、顧客との契約に基づいて広告掲載サービスを提供する履行義務を負っています。運用型広告に関しては、サービスを提供する一時点において、当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。純広告売上に関しては、サービスを提供する一定期間において、当該履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間を通じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・のれんの償却に関する事項

20年の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、区分掲記していた営業外費用の「消費税等差額」は、当連結会計年度において、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めております。前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除却損」は、当連結会計年度において、特別損失の総額の100分の10を超えたため、区分掲記していません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、子会社のエキサイト株式会社が運営するブロードバンド事業に係る売上高及び売上原価の計上方法に誤りがあることが判明したため、過年度の誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度期首における純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が83,063千円増加しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(ソフトウェアに係る評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	— 千円
ソフトウェア	433,260 千円
ソフトウェア仮勘定	185,212 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の事業区分を最小の単位としてグルーピングを行っており、事業から生じる損益が継続してマイナスとなっている等の場合に減損の兆候を認識します。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損

失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、事業計画は各事業又は各プロダクトのユーザー数、クライアント数、販売単価及び営業費用などの予測に基づいて作成しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(当座貸越契約)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	250,000 千円
借入金実行残高	—
差引額	250,000 千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,896,540株
- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日の後となるもの
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 338,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を預金など安全性の高い金融資産で運用を行うこととしております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、市場価格のある投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有意義を継続的に見直しております。市場価格のない投資有価証券については、発行体（取引先企業）の財務状況を継続的にモニタリングしております。借入金に関しては金利の変動リスクに晒されているものの、金融市場等を継続的にモニタリングし、適切にリスクをコントロールしております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適度な水準に維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について

ては、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額141,503千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	598,744	598,744	—
② 長期借入金	(1,330,000)	(1,329,044)	△955

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	78,198
投資事業有限責任組合への出資金	63,305
合計	141,503

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,175,527	—	—	—
売掛金	1,153,955	—	—	—
合計	2,329,483	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	190,000	1,140,000	—	—	—	—
合計	190,000	1,140,000	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は

負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	598,744	—	—	598,744
資産計	598,744	—	—	598,744

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,329,044	—	1,329,044
負債計	—	1,329,044	—	1,329,044

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	調整額	合計
	プラットフォーム	ブロードバンド	SaaS・DX	計			
課金収入	1,937,291	3,620,721	20,150	5,578,163	△26	—	5,578,136
広告収入	981,698	15	—	981,714	266	—	981,980
その他	287,729	57,100	628,340	973,171	25	—	973,197
外部顧客への売上高	3,206,719	3,677,838	648,490	7,533,049	265	—	7,533,314

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「(3) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 518円20銭

(2) 1株当たり当期純利益 116円51銭

(注) 当社は、2022年12月9日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、2023年4月19日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月15日及び3月30日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年4月18日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 900,000株
(3) 発行価格	1株につき1,340円

(4) 発行価格の総額	1,206,000千円
(5) 増加した資本金及び資本準備金に関する事項	増加した資本金の額 554,760千円 増加した資本準備金の額 554,760千円
(6) 引受価額	1株につき1,232円80銭
(7) 払込期日	2023年4月18日
(8) 資金使途	主にプラットフォーム事業及びブロードバンド事業における新規顧客獲得の促進、既存顧客の利用率向上のためのオンライン広告等に要する広告宣伝費、プラットフォーム事業及びブロードバンド事業に係る利用者の利便性や収益性向上のためのサービス及び機能拡充を目的としたシステム開発等の設備投資に充当する予定です。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2023年4月19日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。この上場にあたり、2023年3月15日及び3月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議しており、2023年5月17日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 135,000株
(3) 割当価格	1株につき1,232円80銭
(4) 割当価格の総額	166,428千円
(5) 増加した資本金及び資本準備金に関する事項	増加した資本金の額 83,214千円 増加した資本準備金の額 83,214千円
(6) 割当先	みずほ証券株式会社
(7) 払込期日	2023年5月17日
(8) 資金使途	上記「(公募による新株式の発行)の(8)資金使途」と同一であります。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	111,475	流動負債	643,258
現金及び預金	89,413	短期借入金	400,000
売掛金	17,567	未払金	29,817
前払費用	839	未払費用	15,142
その他	3,655	1年内返済予定の長期借入金	190,000
固定資産	5,180,845	未払法人税等	950
投資その他の資産	5,180,845	預り金	2,485
関係会社株式	5,180,845	その他	4,862
		固定負債	3,640,000
		長期借入金	1,140,000
		関係会社長期借入金	2,500,000
		負債合計	4,283,258
		（純資産の部）	
		株主資本	1,009,062
		資本金	100,000
		資本剰余金	892,302
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	792,302
		利益剰余金	16,760
		その他利益剰余金	16,760
		繰越利益剰余金	16,760
		純資産合計	1,009,062
資産合計	5,292,320	負債純資産合計	5,292,320

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
経営指導料		289,862
営業費用		
一般管理費		234,943
営業利益		54,918
営業外収益		
受取利息	0	
その他	0	0
営業外費用		
支払利息	42,039	
上場関連費用	8,090	50,129
経常利益		4,789
税金等調整前当期純利益		4,789
法人税、住民税及び事業税		712
当期純利益		4,077

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	792,302	892,302
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	100,000	792,302	892,302

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,682	12,682	1,004,985	1,004,985
当期変動額				
当期純利益	4,077	4,077	4,077	4,077
当期変動額合計	4,077	4,077	4,077	4,077
当期末残高	16,760	16,760	1,009,062	1,009,062

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の営業収益は、子会社からの経営指導料であり、子会社との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っています。サービスが提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の（2）収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	19,448千円
短期金銭債務	416,597千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

289,862千円

営業取引以外の取引高

営業外費用

30,355千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金

21,024千円

その他

173千円

繰延税金資産小計

21,198千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）

△21,024千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△173千円

評価性引当額小計

△21,198千円

繰延税金資産合計

—千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越 欠損金 (※)	—	—	—	—	—	21,024	21,024
評価性引当額	—	—	—	—	—	△21,024	△21,024
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	エキサイト(株)	所有 直接100.0	役員の兼任 設備の賃貸借 資金の借入 経営指導料	経営指導料(注1)	268,970	—	—
				資金の借入(注2)	200,000	短期借入金	400,000
					—	長期借入金	2,500,000
				利息の支払(注2)	30,355	—	—
	債務被保証(注3)	1,580,000	—	—			
	iXIT(株)	所有 直接96.8	役員の兼任 経営指導料	経営指導料(注1)	20,892	—	—

取引条件及び取引条件等の決定方針等

(注1) 経営指導料については、発生コストを勘案の上、当社と事業会社2社との間で合理的に算出し、決定しております。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けており、当事業年度の末日における借入金残高は1,330,000千円であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(3) 兄弟会社等

該当する事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当する事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 258円96銭

(2) 1株当たり当期純利益 1円05銭

(注) 当社は、2022年12月9日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(第三者割当による新株式の発行)

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

エキサイトホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エキサイトホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

エキサイトホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中山 太 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エキサイトホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等、並びに四半期毎に開催するグループ監査役等連絡会を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員の意見について

監査等委員間で異なる意見はありません。

4. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2023年5月25日

エキサイトホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 坂本里実 ㊟

監査等委員 澤田直彦 ㊟

監査等委員 浅利圭佑 ㊟

監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上